

「市役所内にあるマイナポイント支援窓口で、マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みも併せて行えるようにしてほしい」とのご意見について回答いたします。

令和2年10月6日 掲示

マイナンバーカードの健康保険証利用の初回登録につきましては、令和2年7月1日からマイナポイント申し込み時に一連の流れで行う事ができることとなり、令和2年8月7日からマイナポータルを通じた利用申し込みが始まりました。

大田原市では、マイナポイント予約・申し込み手続きの支援窓口を設置しており、マイナポイント予約・申し込み手続きとマイナンバーカードの健康保険証利用の初回登録を併せて行っております。

支援窓口は大田原市役所2階201会議室、開設時間は平日8時30分から17時までとなっております。なお、毎週水曜日は延長窓口として19時まで支援窓口を開設しておりますのでどうぞご利用ください。

【回答に関する問い合わせ先】

市民生活部 国保年金課 国保年金係 TEL：0287（23）8857

令和2年10月6日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700